

# お知らせ 農地を農地以外に使用する場合には許可が必要です

納税は便利で安全な口座振替をご利用ください

## 5月1日～6月30日は 「不正大麻・けし撲滅運動」期間です

大麻の使用は有害で、不正栽培・所持は犯罪です。また、「けし」には法律で栽培が禁止されている種類があります。特に大麻は「海外では合法化されているから害がない」などといった誤った情報が流布され、若年層への乱用の拡大が懸念されています。

正しい情報を知り、自身の身を守りましょう。大麻や栽培してはいけない「けし」を発見したら、最寄りの県保健所までご連絡ください。

問合せ 東松山保健所  
生活衛生・薬事担当  
☎22-0280

## 6月20日～7月19日は

### 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動実施期間です

大麻・覚せい剤・麻薬・危険ドラッグなどの薬物乱用は、個人の問題にとどまらず、社会全体に計り知れない危害をもたらします。

薬物乱用は自分の人生だけでなく、家族や友人の人生までも狂わせてしまいます。「ちょっとなら…。」といった甘い考えは命取りです。薬物乱用は1回でも「ダメ。ゼッタイ。」

薬物乱用のない社会を実現するためには、県民の皆さんの薬物乱用防止に対する正しい理解が必要です。

県では、「彩の国さいたま『ダメ。ゼッタイ。』普及運動」として薬物乱用防止を呼び掛ける街頭キャンペーンおよび薬物乱用防止を目的とする国連支援募金活動を実施します。

正しい知識を身につけ、薬物乱用を根絶しましょう。薬物でお困りの方は、ご相談ください。

問合せ 東松山保健所  
生活衛生・薬事担当  
☎22-0280

## 有害植物に要注意！

山菜狩りなどで誤って有害な野草を採取し、食べたことによる食中毒が発生しています。また、有害植物による食中毒で、死者も発生しています。

食用の野草と確実に判断できない植物は、絶対に、「採らない!」「食べない!」「売らない!」「人にあげない!」

を徹底しましょう。

家庭菜園や畑などで、野菜と観賞植物と一緒に栽培することはやめましょう。

山菜に交じって有害植物が生えていることもあります。山菜狩りなどをするときには、一本一本よく確認して採り、調理前にもう一度確認しましょう。

問合せ 東松山保健所  
生活衛生・薬事担当  
☎22-0280

## 小児慢性特定疾病医療費支給継続申請の 受付を開始します

対 象 現在受給者証をお持ちで引き続き治療が必要な20歳未満の方の保護者

期 間 6月15日(月)～7月31日(金)  
(土・日・祝日は除く)

場 所 各県保健所  
(東秩父村は東松山保健所になります)

必要書類 申請書、医療意見書、健康保険証の写し、受診者の加入する公的医療保険(健康保険)の被保険者の市町村・県民税課税(非課税)証明書(税額・所得金額が記載されたもの)など

※お持ちの受給者証に記載の住所地を管轄する保健所から申請に必要な書類が郵送されます(医療意見書は同封しません。指定医に依頼してください。)

問合せ 東松山保健所 ☎22-0280

## 蚊を介する感染症の予防対策

### ～感染症流行地域へ渡航する場合には万全な対策を～

これから蚊が発生する季節を迎えます。

ウイルスなどの病原体に感染した人や動物の血を吸った蚊に刺されることで、さまざまな感染症にかかる恐れがあります。

蚊が媒介する感染症にかからないためには、住民一人一人が、感染症の流行地域で蚊に刺されない、住まいの周囲に蚊を増やさない対策をすることが重要です。

○感染症流行地域では、蚊に刺されないようにしましょう。

・海外へ渡航する際には、渡航前に現地での流行状況を把握しましょう。もし蚊を媒介とする感染症の流行地域へ渡航される場合には、蚊に刺されないように万全な対策をしましょう。

・屋外の蚊が多くいる場所で活動する場合は、できるだけ肌を露出せず、虫よけ剤を使用するなど、蚊に刺されない対策をしましょう。

○住まいの周囲に、蚊を増やさないようにしましょう。

・蚊は、植木鉢の受け皿や屋外に放置された空き缶に溜まった雨水など、小さな水たまりで発生するので、日頃から住まいの周囲の水たまりを無くすように心がけましょう。

※蚊の活動はおおむね10月下旬頃で終息します。これらの対策は10月下旬頃までを目安に行いましょう。

問合せ

■ 蚊媒介の感染症に関すること

担当：保健医療部保健医療政策課

感染症・新型インフルエンザ対策担当

☎048-830-3557

■ 蚊の防除に関すること

担当：保健医療部生活衛生課

環境衛生・ビル監視担当

☎048-830-3606